



銚子スポーツタウン レンタサイクル利用規約

⚠ 本規約は、レンタサイクルを利用するお客様に対して適用されるものとします。
なお、この規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。

利用資格

レンタサイクルは、次の各号の全部に適合するお客様のみ利用することができます。

- ・本規約および交通規則等を守ることが出来る方。
- ・事務局からの連絡が可能な携帯電話を所有している方。
- ・貸出日に身分証明書を携帯しており、事務局スタッフに掲示することが出来る方。
- ・サイクリングが出来る健康状態の方。
- ・酒気を帯びていない方。
- ・18歳未満の場合、保護者の自筆署名をいただける方。
- ・過去にレンタサイクル費用の滞納がない方。
- ・その他、事務局が利用に適すと判断した方。

予約について

- ・お客様は貸出希望日の1週間前までに専用フォームより必要事項を記入して申込みをすることで予約を行うことが出来ます。
- ・貸出し状況によって、ご希望の車種を貸出し出来ない場合があります。
- ・貸出日当日、予約時間に遅れそうな場合は、電話にて事務局までご連絡ください。

キャンセルについて

- ・キャンセルされる場合は、事務局まで必ず事前にご連絡ください。

返却について

- ・イベント終了後、17時30分までに貸出し場所へ返却をしてください。
- ・貸出し商品は、貸出しをしたときと同様の状態で返却してください。
異常または故障があった場合は、速やかにスタッフにお伝えください。

貸出期間超過について

- ・返却予定時間を過ぎそうな場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

故障・破損について

- ・貸出し商品について、故障または破損した場合は、直ちに利用を中止し、事務局までご連絡ください。
- ・利用中に発生した貸出し商品(付属品も含む)の故障については、お客様が最寄りの自転車店などに持ち込み修理を行ってください。修理にかかった代金についてはお客様に負担をお願いします。
(パンクした状態での走行は他の箇所の破損につながりますので絶対に行わないでください。)
- ・お客様の過失により、貸出し商品(付属品も含む)を故障または破損した場合、損害金額をお客様に請求いたします。

盗難・紛失について

- ・盗難または紛失があった場合は速やかに事務局までご連絡ください。
- ・使用中に盗難にあった場合やお客様の過失による破損に対して、お客様に商品の定価および修理費用を請求させていただきます。

イベント参加について

- ・イベントに参加される場合は保険適用外となりますので、イベント加入の保険をご確認のうえ、必要に応じてご自身で保険加入をお願いいたします。
- ・イベント参加により、貸出し商品が破損、故障した場合、損害金額をお客様に請求いたします。

個人情報の取扱いについて

- ・お客様の個人情報は銚子スポーツタウンの運営および関連イベント情報や各種サービスに関し、必要な範囲で利用いたします。

禁止行為について

- ・貸出し期間中、レンタサイクル申込書に記入した使用者以外に貸出し商品を使用させてはいけません。
- ・お客様は、貸出し期間中、次に定める禁止行為を行ってはいけません。
- ・無謀な運転、酒気帯び運転、その他交通規則に違反する行為。
- ・危険箇所、不適當な場所または方法での使用。
- ・歩行者等の通行障害となる行為。
- ・貸出し商品の構造、装置等の改造および変更。
- ・ヘルメット、グローブ無着用での走行。
- ・その他、法令諸規則に反する行為。

保険について 加入保険：TSマーク(赤色)

[保証できる主なケース]

- ・お客様が自転車で転倒し打撲、擦過傷、裂傷、捻挫などしたことにより治療が必要になった場合。

[保証できない主なケース]

<傷害・賠償 共通>

- ・盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故
- ・道路以外の場所で競技、興行（練習を含む）のため自転車に搭乗している間に起きた事故
- ・自転車搭乗者の故意による事故
- ・地震、噴火、津波による事故

<傷害補償>

- ・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」又は腰痛で他覚症状のないもの）

<賠償責任補償>

- ・同居の親族に対する賠償事故
- ・同乗者に対する賠償事故など。

[保険金額]

- ◆賠償責任補償（相手にけがをさせたしまった場合）
 - ・死亡、重度後遺障害(1～7級) 限度額 1億円
- ◆傷害補償（自身のケガなど）
 - ・入院15日以上 一律 10万円
 - ・死亡、重度後遺障害(1～4級) 一律 100万円
- ◆被害者見舞金
 - ・入院15日以上 一律 10万円

[その他]

- ・賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。
- ・搭乗中の人は、自転車の所有者である必要はありません。
- ・搭乗中とは、自転車から降りて、押して歩いている場合も含まれます。
- ・事故は、道路上で起きたものに限りません。
- ・重度後遺障害とは、自賠法に定められている後遺障害の1級～4級（賠償責任補償においては1～7級）までをいいます。
- ・対物損害は、補償の対象外です。

事故について

- ・貸出し期間中に事故にあった場合、速やかに事務局までご連絡ください。
必要な場合は、警察に連絡する等、法令で定められた処置をお客様ご自身でとってください。
- ・お客様の過失により、事務局または第三者に損害を与えた場合、お客様はこれを賠償するものとします。
- ・事故についての示談等が必要な場合には、お客様自らの責任で行っていただきます。
事務局は、事故については一切の責任を負いません。

貸出しの拒絶

当レンタサイクルでは、次の事項に該当する場合は自転車の貸出しを拒絶出来るものとします。

- ・申込者が前項に掲げた禁止行為を遵守できないと判断したとき。
- ・申込者が暴力団関係団体、その他反社会勢力に属していると認められるとき。
- ・申込み期間が暴風雨等の悪天候、若しくはそれらが予測されたとき。
- ・その他、自転車の貸出しが適當でない等と認められたとき。